

群医国発第15号  
令和3年5月12日

組 合 員 各 位

群馬県医師国民健康保険組合  
理事長 月 岡 関 夫  
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチンの接種後の副反応に対する処置に係る自家診療の特例について（通知）

時下、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療従事者に対する新型コロナウイルスワクチンの接種が進められておりますが、自院で接種する場合も多く見受けられますので、ワクチン接種後の副反応に対し迅速に対応できるよう、このたび規約を改正し、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

#### 記

##### 1 保険給付の対象とする診療等

新型コロナウイルスワクチンによる副反応に対して緊急的に行った診療、及び当該診療について交付された処方箋による調剤料

##### 2 適用時期

令和3年4月1日

以 上

## 群馬県医師国民健康保険組合規約改正

群馬県医師国民健康保険組合規約（昭和34年1月1日）の一部を次のとおり改正する。

### 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 <u>（新型コロナウイルスワクチンの副反応に対する処置に係る自家診療の特例）</u></p> <p><u>19 第10条の規定にかかわらず、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応に対して緊急的に行った診療、及び当該診療について交付された処方箋による調剤料については給付することができる。</u></p> <p><u>20 前項の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p>（新 設）</p>

### 附 則

1. この規約は、令和3年5月11日から施行する。